

特定子ども・子育て支援施設等 における指導監査について

豊島区 子ども家庭部 保育課

特定子ども・子育て支援施設等とは

- 子ども・子育て支援法(以下、法という)に基づき、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の支給に係る「確認」を受けた施設及び事業を「特定子ども・子育て支援施設等」と呼びます。

【豊島区指導及び監査の対象】

(豊島区特定子ども・子育て支援施設等に係る指導及び監査実施要綱第3条)

- ①認可外保育施設 ※企業主導型保育事業を除く
- ②一時預かり事業を行うもの
- ③病児保育事業

立入調査と指導監査の違い



	立入調査	指導監査	
目的	認可外保育施設指導監督基準の遵守を調査し、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するために行うもの。	国の運営基準※を遵守することにより、施設等利用給付費の支給事務の適正性を確保するもの。	
対象	認可外保育施設	特定子ども・子育て支援施設等	
調査項目の例	認可外保育施設指導監督基準の項目に基づき、必要な保育士の配置、必要な書類の確認、児童の安全や適切な保育の確保等	国の運営基準の項目に基づき、教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録、施設等利用費にかかる領収書及び提供証明書の交付等	
根拠法	児童福祉法第59条第1項	指導	子ども・子育て支援法第30条の3(第14条第1項準用)
		監査	子ども・子育て支援法第58条の8第1項

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
(平成26年内閣府令第39号)

幼児教育・保育の無償化対象施設

■ 幼児教育・保育の無償化対象施設となるためには、下記の要件が必要です。

- ① 豊島区への**設置届**の提出 ※令和5年2月より前は東京都へ届出
- ② 豊島区の「**確認**」を受けるための申請(確認申請)
- ③ 利用者が「**保育の必要性の認定**」を豊島区から受けること
- ④ 国が定める「**認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書**」の交付済施設であること

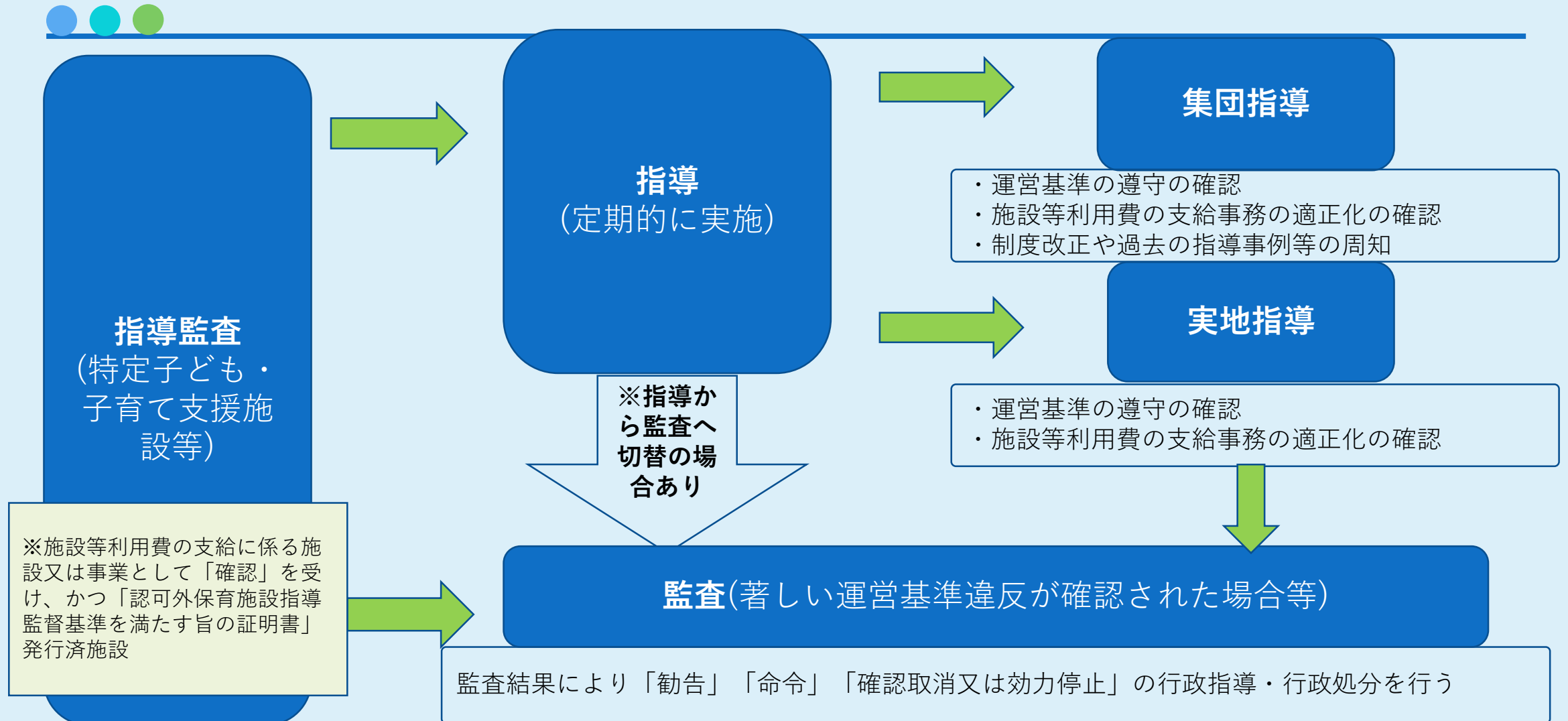
※④について、令和6年9月に経過措置期間が終了し、令和6年10月以降指導監督基準を満たしていない施設は無償化の対象外となっています。

特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査

- **目的**：特定子ども・子育て支援施設等に対する指導により、運営基準が遵守されることで、施設等利用費の支給事務の適正性を確保する。
- **方針**：運営基準の周知徹底をすることにより、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。

形態		実施方法・対象等	根拠
指導	集団指導	<ul style="list-style-type: none">・一定の場所に集まり、講習等の方法により実施・確認の公示後、概ね1年以内に実施・制度改正、過去の指導事例等に基づき必要に応じて実施	法第30条の3において準用する第14条第1項
	実地指導	<ul style="list-style-type: none">・定期的、計画的に対象施設等を選定し、実地において実施・集団指導への参加状況、実地指導の指摘事項が未改善である等、指導等が必要と認められる施設等に実施	
監査		次の①～④に該当する情報があり、特に必要と認められる場合 ①著しい運営基準違反が確認された場合 ②施設等利用費の請求に著しい不当が疑われる場合 ③意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合 ④勧告、命令、確認の取り消し等に該当することが疑われる場合	法第58条の8第1項

指導監査の流れ



集団指導の流れ



実施通知

- メールにて実施通知を送付

講習等

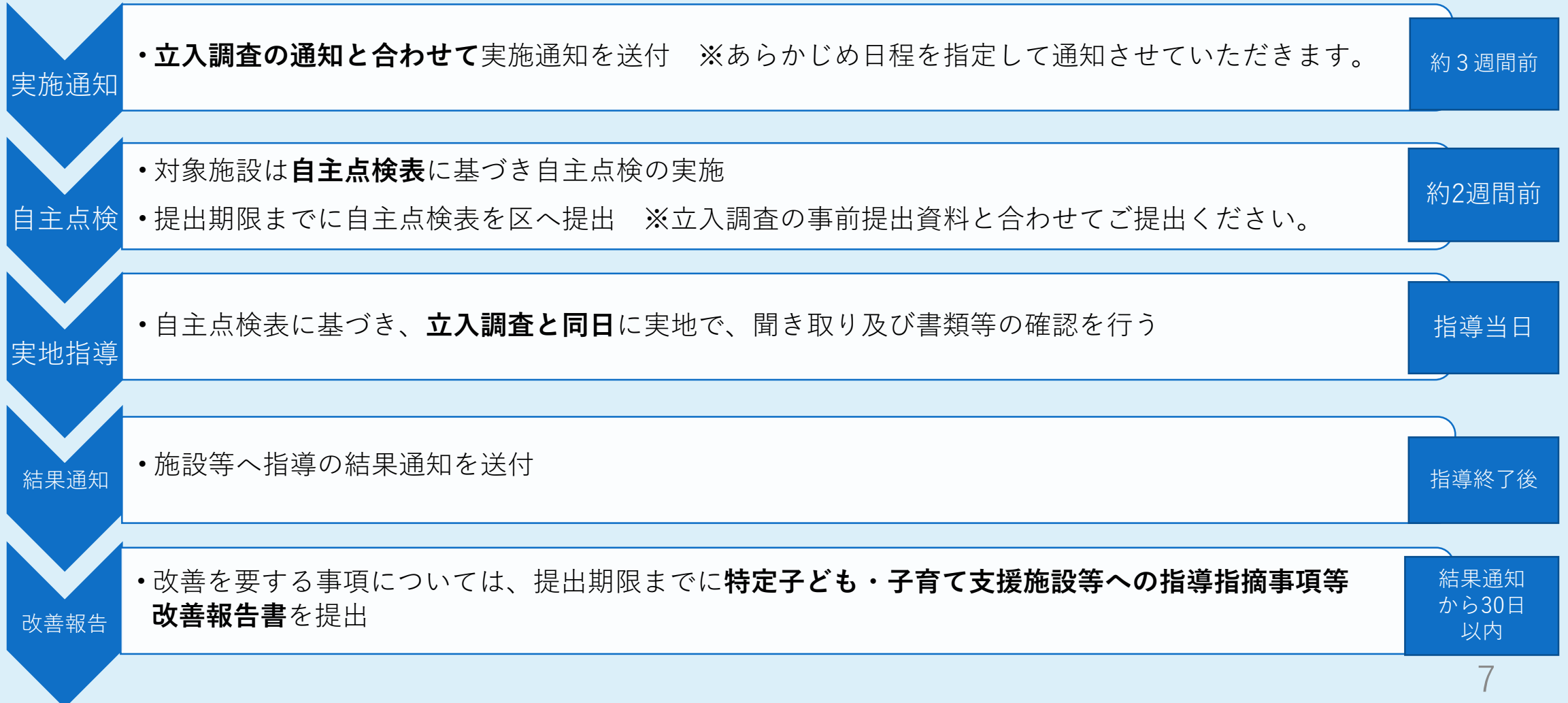
- 動画配信や一定の場所に集まり、講習等の方法により実施

運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等を説明します。

受講確認

- 動画視聴確認のアンケートに回答
※アンケートフォームはHPに掲載させていただきます。

実地指導の流れ



実地指導の確認項目(概要)



「子ども・子育て支援法」、「国の運営基準」、「区の指導基準」等に基づき、
次の項目について確認を行います。

項目	国基準(区基準)
① 特定子ども・子育て支援の提供の記録	第54条(項目2)
② 利用料及び特定費用の額の受領	第55条(項目3)
③ 領収書及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	第56条(項目4)
④ 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	第58条(項目6)
⑤ 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	第59条(項目7)
⑥ 秘密保持等	第60条(項目8)
⑦ 記録の整備	第61条(項目9)

確認項目の詳細①

■ 特定子ども・子育て支援の提供の記録

- ・ 特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、支援の具体的な内容、その他必要な記録がされているか。

【確認する資料】

保育の記録、業務日誌、登降園記録等

例：

利用日	児童名	利用開始時間	利用終了時間	支援内容
4/10	豊島 太郎	14：00	18：00	ブロック遊び

確認項目の詳細②

■ 利用料及び特定費用の額の受領

- ・保護者との間に締結した契約により定められた利用料及び特定費用の支払いを受けているか。
- ・特定費用については、あらかじめ金銭の使途、額、理由について書面により明らかにするとともに、保護者への説明を行い、同意を得ているか。

【確認する資料】

利用申込書、利用契約書、重要事項説明書、パンフレット等

特定費用：例) 日用品、文房具、行事参加費、食事の提供に要する費用、通園送迎費、その他特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。☞子ども・子育て支援法施行規則第28条の16

確認項目の詳細③

■ 領収書及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

- ・ 保護者から費用の支払いを受ける際、領収書を交付しているか。
- ・ 利用料の額と特定費用の額を区分して領収書に記載しているか。

【確認する資料】

領収書控、特定子ども・子育て支援提供証明書の控

※豊島区では、令和7年度より、**区内在住の方が区内認可外保育施設のみ**を利用した場合、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書」の区への提出は不要となりました。**引き続き施設から、保護者への交付は必要となりますので、ご注意ください。**

確認項目の詳細④

■ 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知

- ・保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の給付を受け、又は、受けようとしたとき、遅滞なく、意見を付してその旨を市区町村に通知しているか。

【確認する資料】

施設等利用給付の認定を受けた保護者に関する市区町村への通知控

※完結の日から**5年間**保存する必要があります。

確認項目の詳細⑤



■ 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則

・子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしていないか。

【確認する資料】

重要事項説明書、運営規程等

確認項目の詳細⑥

■ 秘密保持等

- ・ 特定子ども・子育て支援を提供する施設、職員、管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。
- ・ 特定子ども・子育て支援提供者は、退職者を含む職員に対しても、同様の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。
- ・ 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校等に対し子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。

【確認する資料】

就業規則、個人情報に関する誓約書、個人情報に関する同意書等

確認項目の詳細⑦－1

■ 記録の整備

- ・ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。

【確認する資料】

◆職員に関する記録

労働条件通知書又は雇用契約書、労働者名簿、賃金台帳、勤務割り振り表(シフト表)、出勤簿、職員の健康診断の記録

◆設備に関する記録

施設平面図、消防計画、避難訓練実施記録簿

◆会計に関する記録

出納管理簿

確認項目の詳細⑦－2



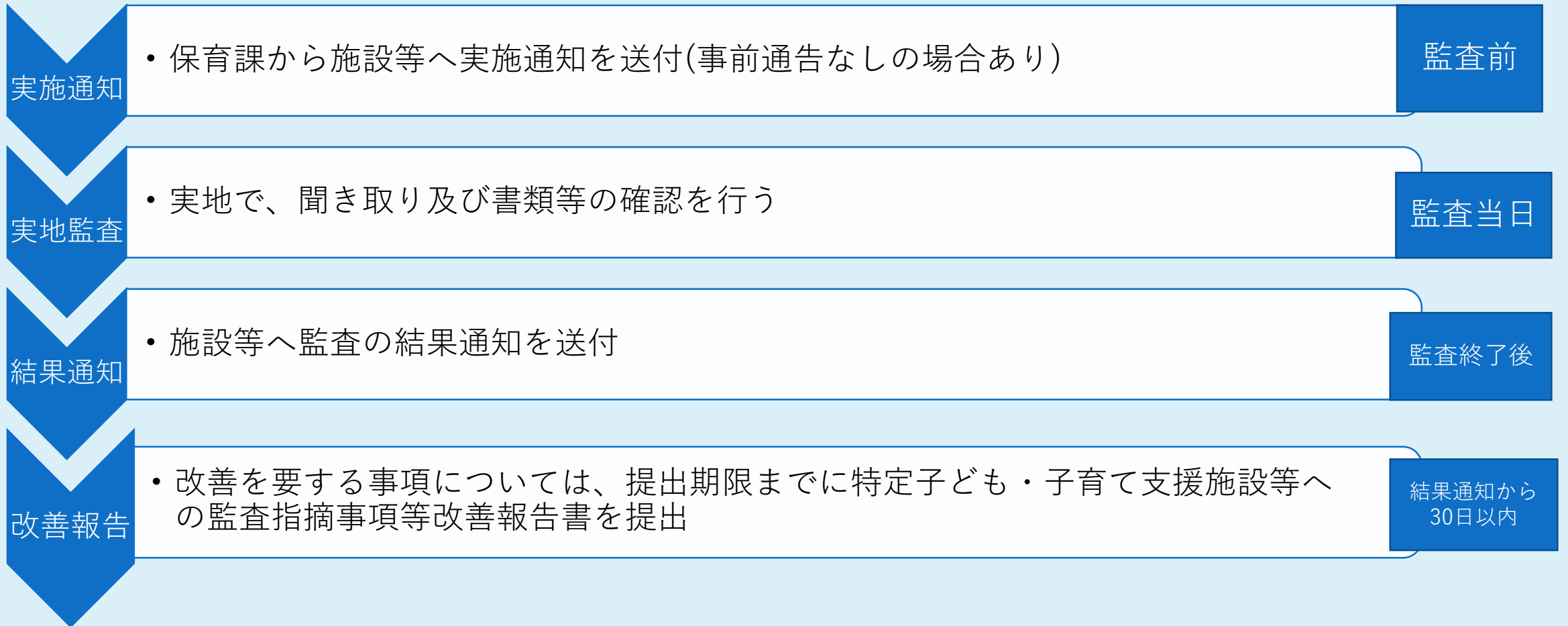
■ 記録の整備

- ・ 下記記録を整備し、完結日から **5年間**保存しているか。

①特定子ども・子育て支援の提供の記録

②施設等利用給付認定保護者に関する区への通知に係る記録

監査の流れ



勧告等の行政上の措置

- 監査の結果、勧告等の行政指導、処分を行うことがあります。

行政上の措置	該当事由	施設が取るべき対応	その他	根拠法
勧告	<ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園、特別支援学校、一時預かり事業を行う者を除く施設又は事業において、その区分に応じ、設置基準に従って適正な運営をしていない場合 ②運営基準に従って適正な運営をしていない場合 ③確認の辞退をする場合に子どもへの必要な支援が継続的に提供されるなど便宜の提供を適正に行っていない場合 	勧告から60日以内に改善報告書を提出	期限内に勧告内容に従わなかった場合、その旨を公表	法第58条の9第1項
命令	正当な理由なく勧告に係る措置を採らなかった場合	命令から60日以内に改善報告書を提出	処分の公示及び認可権者に通知	第58条の9第5項
確認取消、効力停止	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの人格を尊重する義務に違反する場合 ②適正な施設運営ができなくなったと認められた場合 ③支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき等 	確認の取消後、5年を経過するまで確認申請ができない	施設等の名称、所在地等を公表	第58条の10第1項各号、11第1項第3号



ご視聴ありがとうございました。

※動画視聴確認のため、LoGoフォームの受講確認アンケートに必ずご回答ください。